

久喜市内の建築物等における木造化・木質化等に関する方針

平成30年 2月14日 市長決裁

令和 8年 3月 6日 改正

(目的)

第1 この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、埼玉県が定めた埼玉県内の建築物等における木造化・木質化等に関する指針（平成15年11月15日知事決裁、令和4年4月1日改正）に即して、木材利用推進方針を定めるものであり、久喜市の区域内の建築物の木造化・木質化などを推進することにより県産木材の利用を促進し、木材の利用拡大を図るものである。

(用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物をいう。
- (2)「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部に木材を利用することをいう。
- (3)「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。
- (4)「県産木材」とは、原則として「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材又は森林認証制度に基づく認証により、県内の森林から産出されたことが確認できる木材をいう。

(木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、久喜市の整備する公共建築物及び公共土木工事に県産木材を使用するよう努める。

2 市は、久喜市内において非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物を整備する事業者に対して、積極的な県産木材の利用の理解と協力を求める。

(公共建築物の整備における木材利用の推進の目標)

第4 公共建築物の整備における木材利用の推進の目標は次のとおりとする。

(1) 木造化

公共建築物の建築にあたっては、法的規制、建築物の特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、木造化することに困難な理由がある施設を除き、原則として木造化を図るものとする。

(2) 木質化

公共建築物の整備にあたって、木造、非木造に関わらず、可能な限り木質化を図るものとする。

(3) 備品等における木材利用

公共建築物に導入する備品については、県産木材を用いた製品の積極的な使用に努めるものとする。

(公共土木工事等の木材利用)

第5 公共土木工事においては、強度、耐久性、維持管理等を考慮した上で間伐材等の県産木材及び県産木材を用いた製品を積極的に使

用するものとする。

(PR及び普及)

第6 公共建築物等の管理者は、多くの住民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係施設のPR及び普及に努める。

2 木材利用促進の日（毎年10月8日）及び木材利用促進月間（毎年10月）において重点的に、木材利用関係者が連携し、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

(建築物木材利用促進協定制度の活用)

第7 市は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本理念、基本方針及び本指針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。

2 市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表する等、積極的な周知に努める。

(その他)

第8 この方針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この方針は、平成30年2月14日から適用する。

附 則

この方針は、令和8年3月6日から適用する。